

見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○様式

様式の指定はありませんが、御社で通常使用されている見積書にて提出して下さい。

なお、法人名又は商号、所在地、代表者氏名、押印及び見積額は必須記載事項となっております。

また、揭示番号を必ず右肩に記載してください。（見積公告別紙揭示番号参照）

○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。（消費税額も含む。）

見積額は消費税込（税率10%）の金額をご記入ください。（うち消費税の金額は必ず明記してください。）

○見積書の宛先

「日本年金機構 理事長代理人 システム運用部長」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・ 見積書をご提出いただく際に、見積書等に必須記載事項と必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

（落札した場合は、後日原本を提出してください。）

※番号誤りが多くなっております。特に「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、

0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。）

【必要記入事項】

① 公告日（5月21日）、案件名

※なお、案件名については、別紙「案件名称」を記載してください。

② 法人名又は商号、所在地、電話番号、ファクシミリ番号及び担当者名

※通常使用されている見積書に記載のない部分は、送信票等に適宜お書き添えください。

○見積書提出前に見積書の見積額の記載内容について、再度ご確認をお願いします。

・ 天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。

決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申出したこととみなします。

また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。

・ 辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

○見積書提出期限 令和7年6月3日（火）午前11時まで（必着）

※見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決 定 日 令和7年6月5日（木）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部掲示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

見積書提出に関する連絡先：日本年金機構本部調達管理部契約グループ 榎本・田村

電 話：03-6892-0722

仕様書の内容に関する連絡先：仕様書に記載の所管部署

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H215 年金決定通知書・支給額変更通知書」
紙 質	上質紙 (四六判換算) 90kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色(紫)、裏1色(紫)
サ イ ズ	1折1面付き 縦 11.5 インチ × 横 17.5 インチ (1面あたり 縦 11.5 インチ × 横 17.5 インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工(別紙のとおり)
梱 包	・1箱は1,000折とする。 ・帳票はビニール袋(ポリエチレン系または、ポリプロピレン系)で包装(風呂敷包みは不可とする。)し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷(記載)するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること(生産されていない場合は除く)。
数 量	15,000折(15箱)
納 期	令和7年7月15日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	・スプロケットホール部に「H215-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については、下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体(PDF形式)で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後作成すること。(テストの実施には、5営業日程度要する。) ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・契約期間内において原稿を変更する場合は、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費(校正原稿作成、納品費用等)を見込むこと。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号(以下「番号」という。)を記載する。(原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント(A4の場合)とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。) ①作成年月(西暦年下2ケタ+月2ケタ) ②担当部署番号(4ケタ) ③通番(3ケタ) ④業者番号(A～Z)※同一帳票を複数社で作成する場合に使用。 ・初回納品時、及び原稿変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体(セキュアUSBメモリ、CD-R等)にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版(校正紙)を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版(校正紙)と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体(カラー)及び電子媒体(テキストデータを識別可能なPDFファイル)を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和7年5月27日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和7年5月29日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 担当：小澤

H 2 1 5 年金決定通知書・支給額変更通知書

★ミシン目

縦ミシン目（左端 有 右端 有）・中間ミシン（縦 無し 横 無し）

①両サイドより 0.5インチに縦ミシン目。

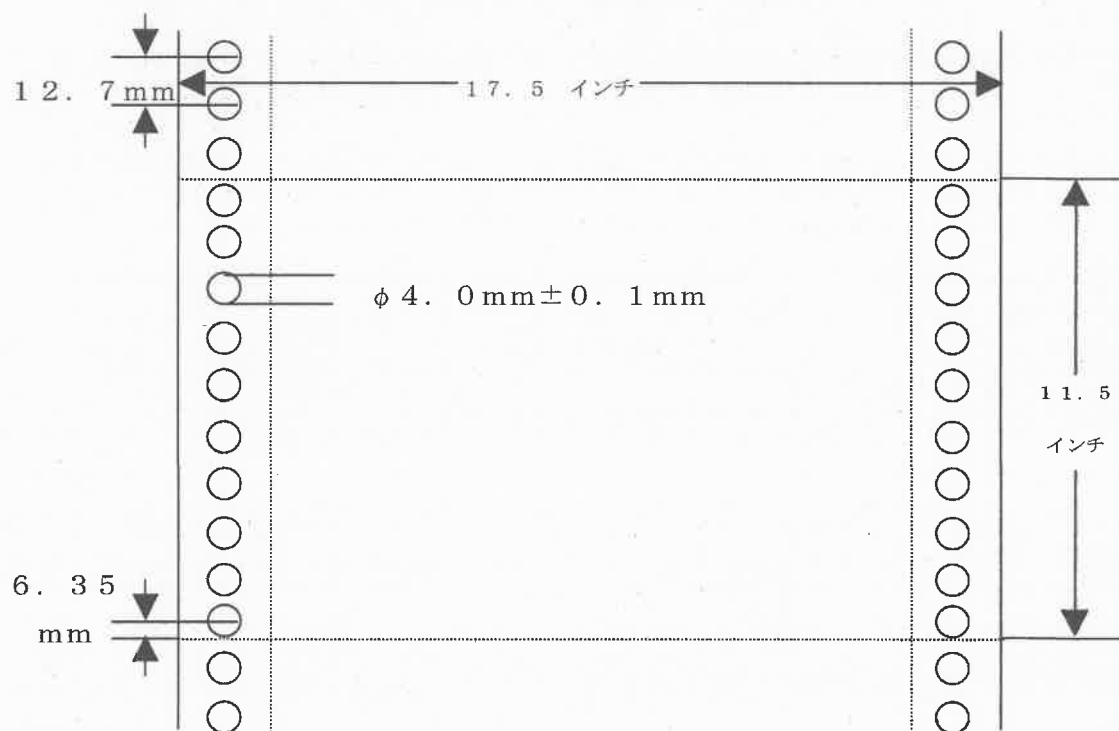
②横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

③横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

④ミシン目は一直線に加工されていること。

⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折23穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

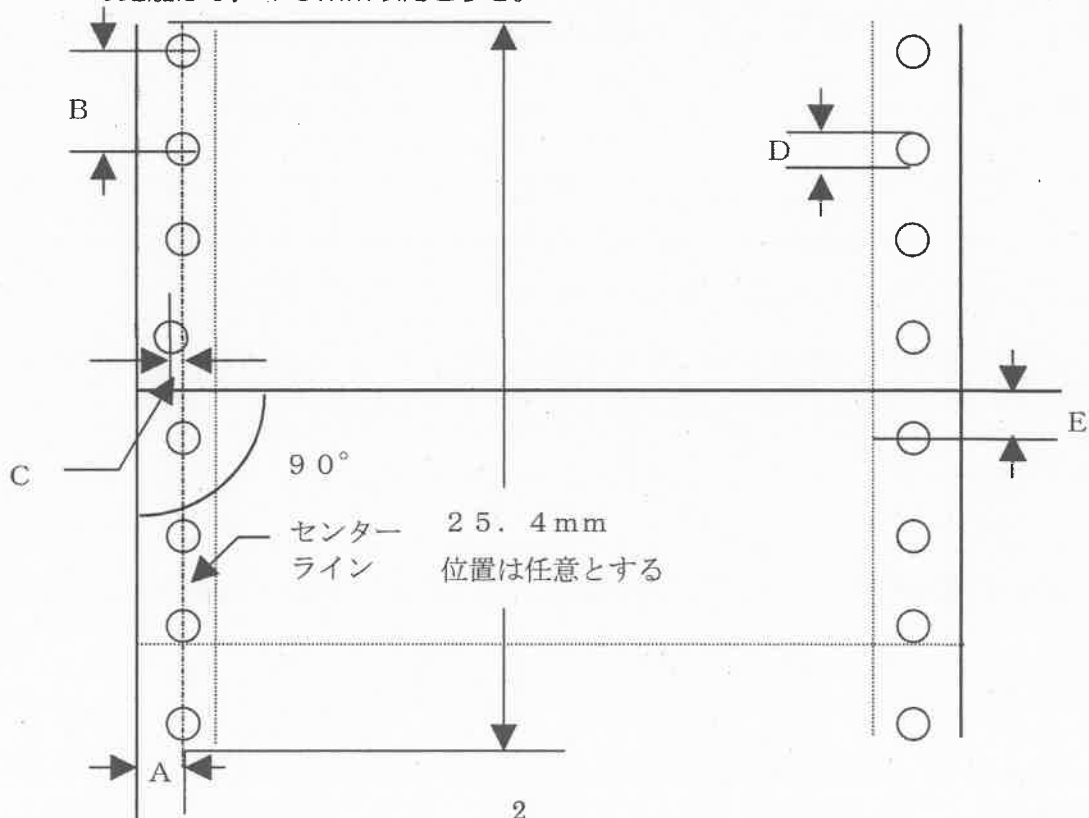
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは0.1mmとする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは0.15mmとする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は0.15mm以内とする。



このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。

年金の種類	年金	基礎年金番号・年金コード

--	--

今後、あなたにお支払いする年金額は
左の太ワケ内の金額になります。

項番	決定・変更年月	決定・変更理由

様

記載事項の説明

- 「決定・変更年月」欄は受給権が発生したときはその翌月を、年金額の増減、支給停止もしくは支給停止解除があったときはその年月を表します。
- 「基本となる年金額」欄等が2段以上にわたって記入されている場合は、一番下段に記載されている金額が最新の年金額です。
- 通知書の記載事項の説明は、以下のとおりです。

- (1)「1」. 年金の基礎となった加入期間の内訳「欄」は、厚生年金保険の加入事業所に在職している間は、その期間に算入されず退職された後(1か月経過後)に算入されることとなります。
- (2)「2」. 年金の基礎となった平均標準報酬額(俸給)等の内訳「欄」の「平均標準報酬額(平均標準報酬月額)円」は、年金額を計算する基となる。過去の標準報酬月額及び標準給付額を現在に置き換えて平均を求めた額です。
- (3)「3」. 加給年金対象者等の内訳「欄」の「区分」欄の数字は、次のことを表します。

①老齢基礎年金、老齢厚生年金及び障害厚生年金の加給年金または遺族加給年金の対象者がいる場合

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 「老齢基礎年金の振替加算額」が支給されている。 |
| 2 | 「老齢基礎年金の振替加算額」が支給停止されている。 |
| 3 | 「老齢(障害) 厚生年金の加給年金額」が支給されている。 |
| 4 | 「老齢(障害) 厚生年金の加給年金額」が支給停止されている。 |
| 5 | 「老齢(障害) 厚生年金の加給年金額(終身)」が支給されている。 |
| 6 | 「老齢(障害) 厚生年金の加給年金額(終身)」が支給停止されている。 |

②遺族共済年金、遺族厚生年金及び遺族年金の加給年金の対象者がいる場合

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 「遺族(障害) 共済年金の加給年金額」が支給されている。 |
| 2 | 「遺族(障害) 共済年金の加給年金額」が支給停止されている。 |
| 3 | 「遺族(障害) 共済年金の加給年金額(終身)」が支給されている。 |
| 4 | 「遺族(障害) 共済年金の加給年金額(終身)」が支給停止されている。 |
| 5 | 「遺族年金の加給年金額」が支給されている。 |
| 6 | 「遺族年金の加給年金額」が支給停止されている。 |

③旧法厚生年金保険、旧法船員保険の加給年金または寡婦加給の対象者がいる場合

- | | |
|---|--------------------------------------|
| 1 | 配偶者の加給年金額または寡婦加給額が昭和55年の法律改正前の金額である。 |
| 2 | 配偶者の加給年金額または寡婦加給額が全額支給停止されている。 |

(4)「3」. 加給年金対象者等の内訳「欄」は、遺族厚生年金、遺族共済年金、遺族年金及び遺族年金の加給年金の対象者がいる場合に表されます。なお、表されている数字は、次のことを表します。

- | | |
|---|--|
| 1 | 「遺族厚生(共済) 年金の中高年齢加算額」が支給されている。 |
| 2 | 「遺族厚生(共済) 年金の中高年齢加算額」が支給停止されている。 |
| 3 | 「遺族厚生(共済) 年金の経過的寡婦加算額」が支給されている。 |
| 4 | 「遺族厚生(共済) 年金の経過的寡婦加算額」が支給停止されている。 |
| 5 | 「遺族厚生年金の遺族基礎年金相当加算額」または「遺族年金の寡婦加算額」が支給されている。 |
| 6 | 「遺族厚生年金の遺族基礎年金相当加算額」または「遺族年金の寡婦加算額」が支給停止されている。 |
| 7 | 「遺族年金の寡婦加算額」が支給されている。 |
| 8 | 「遺族年金の寡婦加算額及び扶養加算額」が支給されている。 |
| 9 | 「遺族年金の寡婦加算額及び扶養加算額」のうち、「寡婦加算額」が支給停止されている。 |

(5)「3」. 加給年金対象者等の内訳「欄」の「70歳(障害) 下支え加算額表示」欄の数字は、大正15年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生まれた者であり、かつ第1号被保険者期間等が21年から24年までの期間以上を有する者において70歳以上の者の場合は「1」を、障害の状態で該当する場合は「2」を表示します。

(6)「4」次回診断書提出年月「欄」は、次の診断書の提出を必要とする年月を表します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は文書又は口頭であなたに社会保険委員会(地方厚生局内)に審査請求をすることができます。また、その決定に不服があるときは、決定書の原本が送付された日の翌日から起算して3か月以内又は文書又は口頭であなたに社会保険委員会(厚生労働省)に審査請求をすることができます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を不服とする必要がないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないとなれば、この決定の取消の訴えによる取消の訴えを提起するための訴えを提起することができます。また、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定(審査請求をしない場合は、当該決定又は社会保険委員会等の決定)の決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

年金のお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！ 来訪相談のご予約は「予約受付専用電話」へ！

ねんきんダイヤル 年金相談に関する一般的なお問い合わせ

0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は
(東京) 03-6700-1165

〈受付時間〉 月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の期日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は「予約受付専用電話」へ！

0570-05-4890

050から始まる電話でおかけになる場合は
(東京) 03-6631-7521

〈受付時間〉 月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15
※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

※ねんきんダイヤルは、一部の固定電話からかけられる場合がありますが、市内通話料がかかります。また、一部の固定電話以外(携帯電話等)からかけられる場合は、通話料がかかります。

※「0570-05-1165」「03-6700-1165」「03-6631-7521」の電話番号をおかけになる場合は、通話料がかかります。通話料は、通話料がかかります。

※月曜日から休日の間、お電話をかけた場合、お電話が通じない場合があります。お電話が通じない場合は、お電話が通じない場合があります。

※お電話が通じない場合は、お電話が通じない場合があります。お電話が通じない場合は、お電話が通じない場合があります。

※お電話が通じない場合は、お電話が通じない場合があります。お電話が通じない場合は、お電話が通じない場合があります。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H216 年金決定通知書・支給額変更通知書（遺族・障害用）」
紙 質	上質紙 （四六判換算）90kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色（紫）、裏1色（紫）
サ イ ズ	1折1面付き 縦 11.5 インチ × 横 17.5 インチ (1面あたり 縦 11.5 インチ × 横 17.5 インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	・1箱は1,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量（折数）、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	2,000折（2箱）
納 期	令和7年7月15日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	・スプロケットホール部に「H216-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号 ・納品時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和7年5月27日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和7年5月29日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 担当：小澤

H 2 1 6 年金決定通知書・支給額変更通知書（遺族・障害用）

★ミシン目

縦ミシン目（左端 有 右端 有）・中間ミシン（縦 無し 横 無し）

①両サイドより 0.5 インチに縦ミシン目。

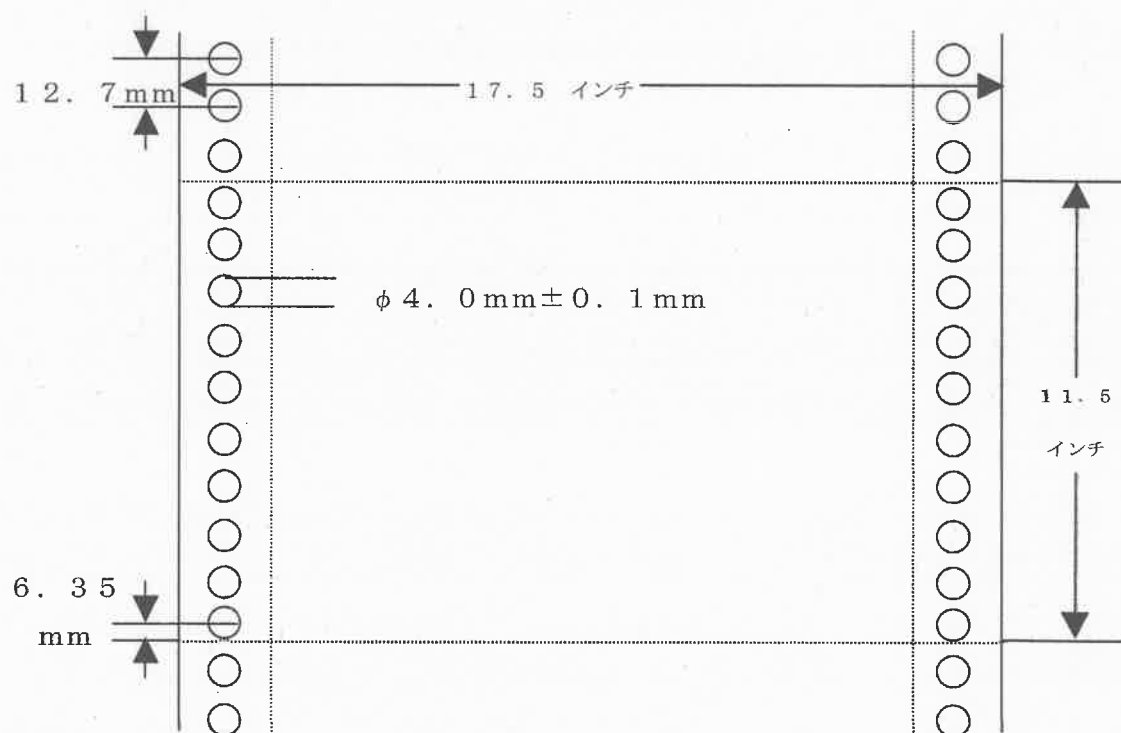
②横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

③横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

④ミシン目は一直線に加工されていること。

⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折23穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

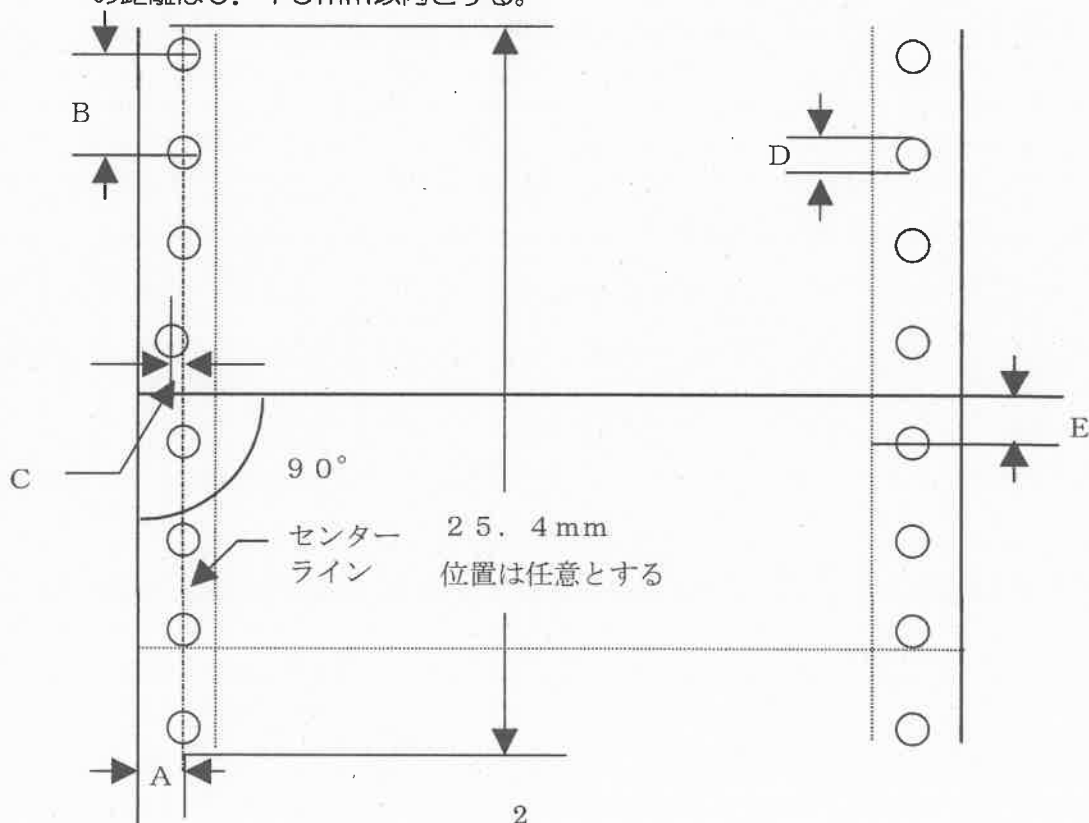
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは0.1mmとする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは0.15mmとする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は0.15mm以内とする。



このたび、年金を決定いたしましたのでお知らせします。

年金の種類	年金	基礎年金番号・年金コード
		基礎年金番号

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

今後、あなたにお支払いする年金額は
左の太ワク内の金額になります。

--	--	--

[illegible]This image shows a full page of blank graph paper. It features a uniform grid of thin black lines forming small squares across the entire surface. The paper is white and appears to be a standard sheet used for technical drawing or mathematics. There are no margins, text, or other markings present.

Year	Number of cases	Rate per 100,000
1990	1,000	1.0
1991	1,100	1.1
1992	1,200	1.2
1993	1,300	1.3
1994	1,400	1.4
1995	1,500	1.5
1996	1,600	1.6
1997	1,700	1.7
1998	1,800	1.8
1999	1,900	1.9
2000	2,000	2.0
2001	2,100	2.1
2002	2,200	2.2
2003	2,300	2.3
2004	2,400	2.4
2005	2,500	2.5
2006	2,600	2.6
2007	2,700	2.7
2008	2,800	2.8
2009	2,900	2.9
2010	3,000	3.0
2011	3,100	3.1
2012	3,200	3.2
2013	3,300	3.3
2014	3,400	3.4
2015	3,500	3.5
2016	3,600	3.6
2017	3,700	3.7
2018	3,800	3.8
2019	3,900	3.9
2020	4,000	4.0

[illegible][illegible][illegible]

1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20
21	22	23	24
25	26	27	28
29	30	31	32
33	34	35	36
37	38	39	40
41	42	43	44
45	46	47	48
49	50	51	52
53	54	55	56
57	58	59	60
61	62	63	64
65	66	67	68
69	70	71	72
73	74	75	76
77	78	79	80
81	82	83	84
85	86	87	88
89	90	91	92
93	94	95	96
97	98	99	100

様

項番	決定・変更年月	決定・変更理由

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H703 公用証明書交付願」
紙 質	上質紙 (四六判換算) 90kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	片面刷：表 2色（墨、赤）
サ イ ズ	1折1面付 縦 9 インチ × 横 8.9 インチ (1面あたり 縦 9 インチ × 横 8.9 インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	・1箱は2,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量（折数）、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	4,000折（2箱）
納 期	令和7年7月15日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	・スプロケットホール部に「H703-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号 ・納品時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和7年5月27日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和7年5月29日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 担当：小澤

H703 公用証明書交付願

★ミシン目

縦ミシン目（左端 有り 右端 有り）・中間ミシン（縦 無し 横 無し）

①両サイドより 0.5インチに縦ミシン目。

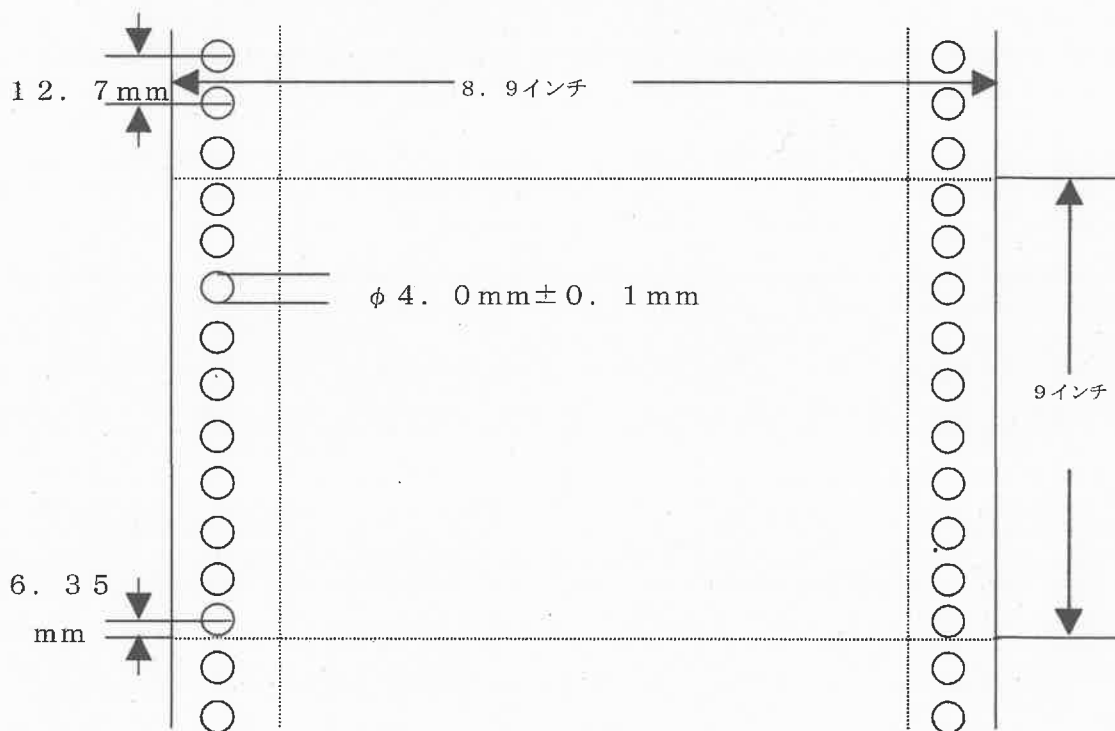
②横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

③横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

④ミシン目は一直線に加工されていること。

⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折18穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

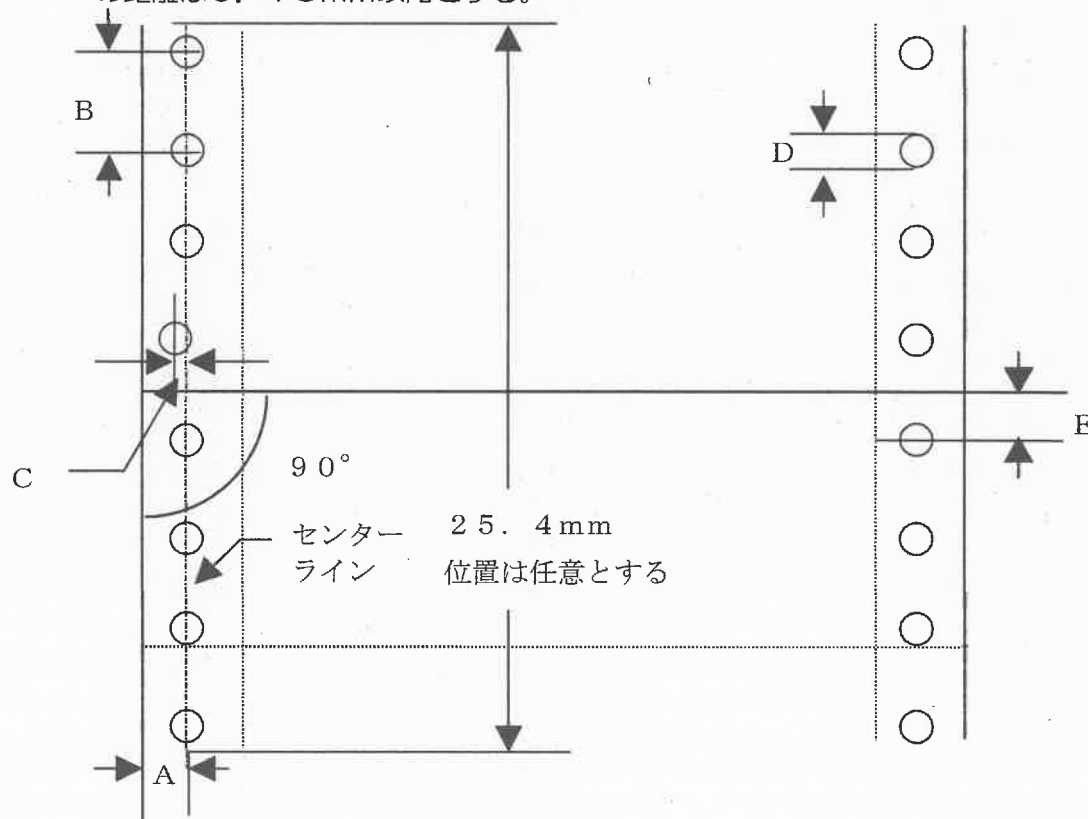
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは0.1mmとする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは0.15mmとする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は0.15mm以内とする。



H703

NNNNNNNNNNNNNNNN 長 殿

年 中 央 発 第 号
令和 99 年 99 月 99 日

日本年金機構本部
中央年金センター長



国民年金法第108条第2項・第109条の4第1項第30号
及び日本年金機構法第27条第1項第2号に基づく
戸籍謄本等の請求について

貴市区町村に住民登録していると思われる下記の者について、年金給付の審査・決定と支払
を行うにあたり、戸籍謄本等の書類が必要ですので、お手数ですが、1部交付願います。
なお、該当がない場合は、「該当なし」として返送いただきますようお願いいたします。

記

【交付依頼書類】

- 1 年金受給権者の住民票（写） [注：続柄及び本籍地が確認できるもの]
- 2 住民票の除票（写） [注：続柄及び本籍地が確認できるもの]
- 3 戸籍の謄本又は除籍の謄本 [本籍が貴市区町村にある場合に限りします。]
- 4 戸籍の附票（写）・改製原戸籍 [本籍が貴市区町村にある場合に限りします。]

【当該事務の種類】

年金給付の審査・決定と支払の事務

【請求事由（戸籍等の記載事項の利用目的）等】

年金受給権者の生存及び本籍地の確認を行うため

【現に請求の任に当たっている者】

日本年金機構本部 中央年金センター 《担当者氏名》

氏 名	生 年 月 日	住 所
NNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNN NNNNNN	NN 99 年 99 月 99 日	NNNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNNN

No 9999 - 999,999

【問合せ先及び送付先】

〒168-8730 東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構本部 中央年金センター

TEL 042-319-1295(直通)

郵便番号 H703-1905

1P 52167

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H786 遅延特別加算金決定通知書（一般用）」
紙 質	上質紙 （四六判換算）90kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷 表2色（墨・赤）、裏1色（墨）
サ イ ズ	1折1面付 縦 12 インチ × 横 9.3 インチ （1面あたり 縦 12 インチ × 横 9.3 インチ）
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	・1箱は2,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量（折数）、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	18,000折（9箱）
納 期	令和7年7月15日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	・スプロケットホール部に「H786-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については、下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号（A～Z）※同一帳票を複数社で作成する場合に使用。 ・初回納品時及び原稿変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和7年5月27日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和7年5月29日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 担当：小澤

H 7 8 6 遅延特別加算金決定通知書（一般用）

★ ミシン目

縦ミシン目（左端1本 右端1本）・中間ミシン（縦 無し 横 無し）

①両サイドより 0.5インチに縦ミシン目。

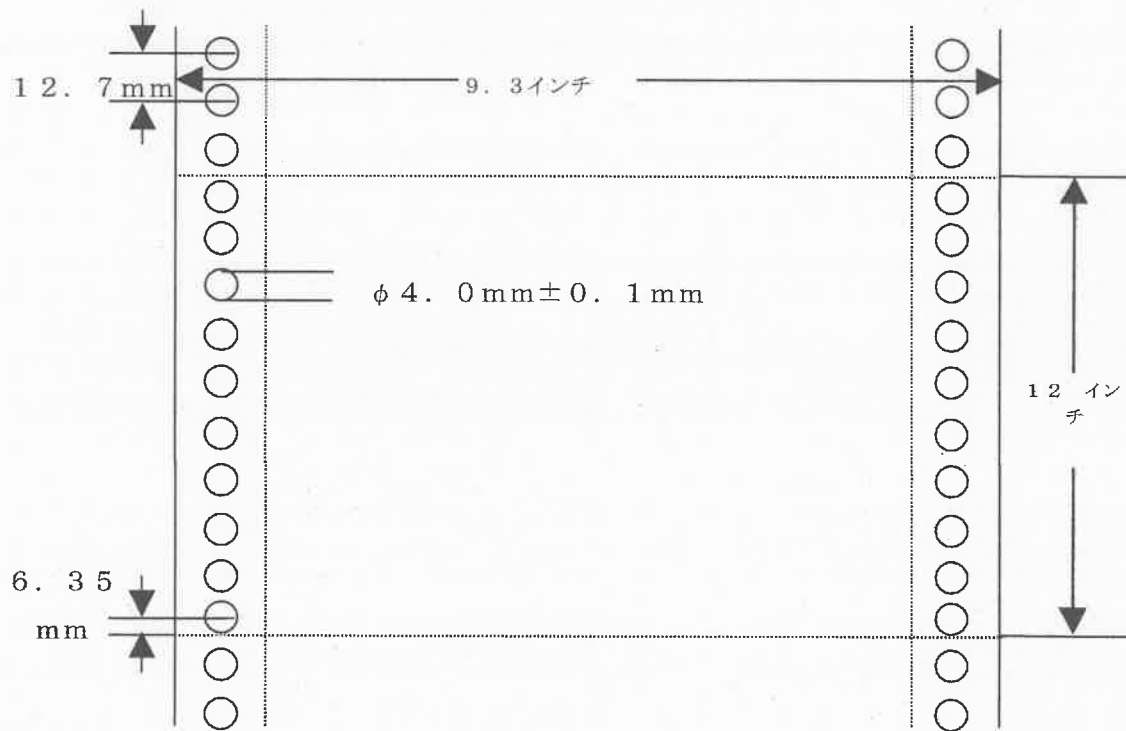
②横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

③横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

④ミシン目は一直線に加工されていること。

⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

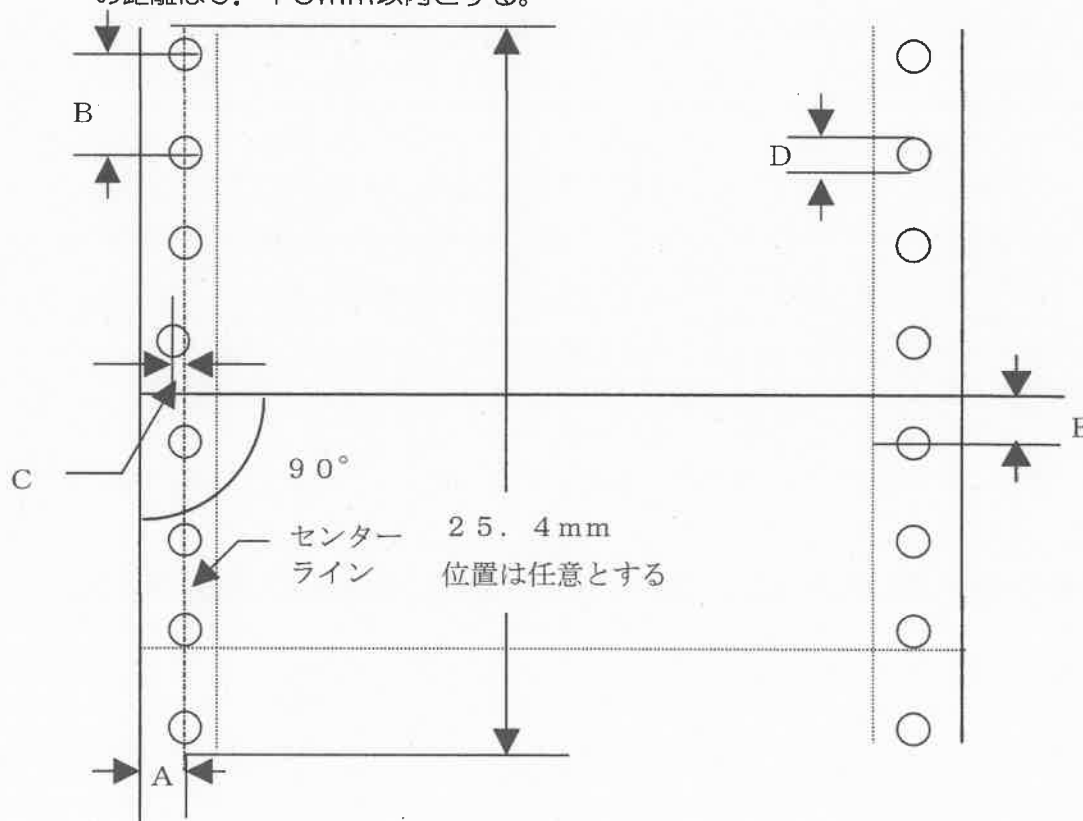
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは0.1mmとする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは0.15mmとする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は0.15mm以内とする。



国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金
遅延特別加算金支払決定通知書

年金の種類

基礎年金番号

年金コード

受給権者の氏名

受給権者の生年月日

支払額 _____ 円

厚生労働大臣



〔遅延特別加算金額計算のための基礎数値等〕

※加算率

※対象となる

支払対象期間

支払年月

金 額 _____ 円

様

遅延特別加算金支払決定通知書について

- 新たな年金記録が見つかったなどの理由により5年を超えてさかのぼってお支払する時効特例給付・年金が現在の価値に見合うようにするため、遅延加算法に基づき、「遅延特別加算金」をお支払いします。
- この通知書に記載された支払額には、所得税および個人住民税は課税されませんので、確定申告の必要はありません。
- 今回のお支払によって、お客様がこれまでに納付した介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料に変更が生じることはありません。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。

また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。

ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



0570-05-1165

ナビダイヤル®

050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

〈受付時間〉 月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

*月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

*祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

○月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（5日程度）は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H787 遅延特別加算金支払決定通知書（未支給年金用）」
紙 質	上質紙 （四六判換算） 90kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷 表2色（墨・赤）、裏1色（墨）
サ イ ズ	1折1面付 縦 12 インチ × 横 9.3 インチ （1面あたり 縦 12 インチ × 横 9.3 インチ）
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	・1箱は2,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量（折数）、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	10,000折（5箱）
納 期	令和7年7月15日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	・スプロケットホール部に「H787-●●●●●」と印刷する。 ※●●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本を参照すること。 ・正式な原稿は、業者決定後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号 ・納品時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和7年5月27日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和7年5月29日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 担当：小澤

H 7 8 7 遅延特別加算金支払決定通知書（未支給年金用）

★ ミシン目

縦ミシン目（左端1本 右端1本）・中間ミシン（縦 無し 横 無し）

①両サイドより 0.5インチに縦ミシン目。

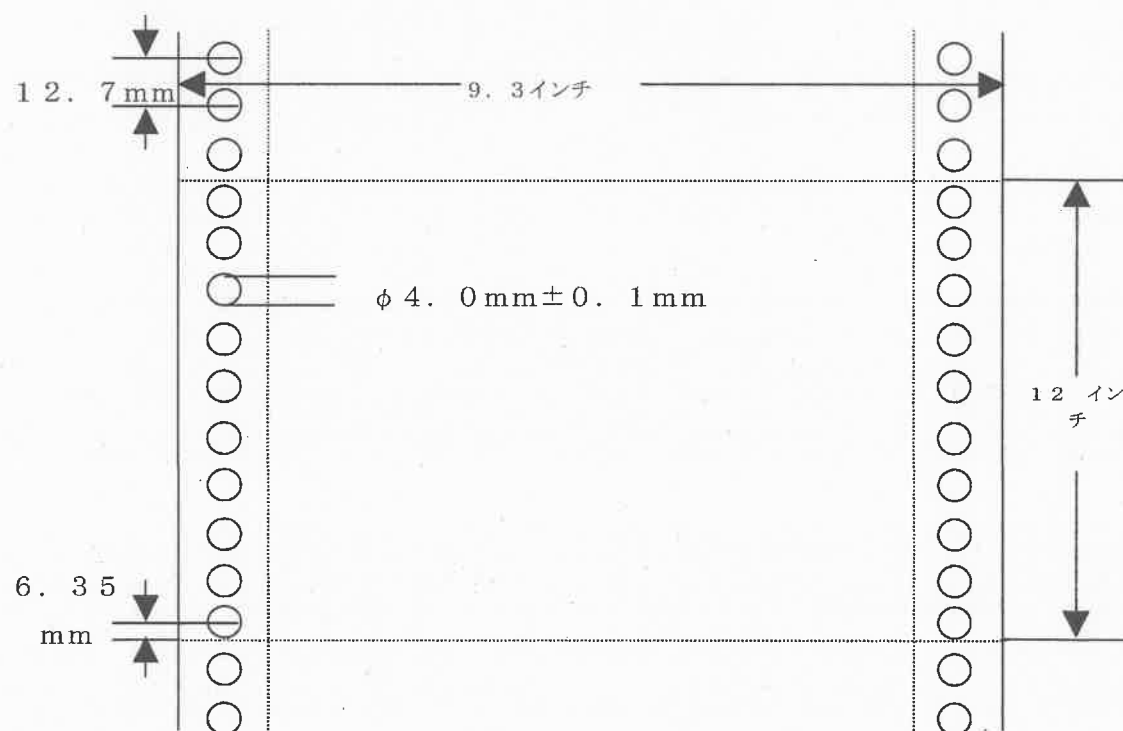
②横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

③横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

④ミシン目は一直線に加工されていること。

⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

D=4. 0 ± 0.1 mm

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B=12.70\pm0.05\text{mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3\text{mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

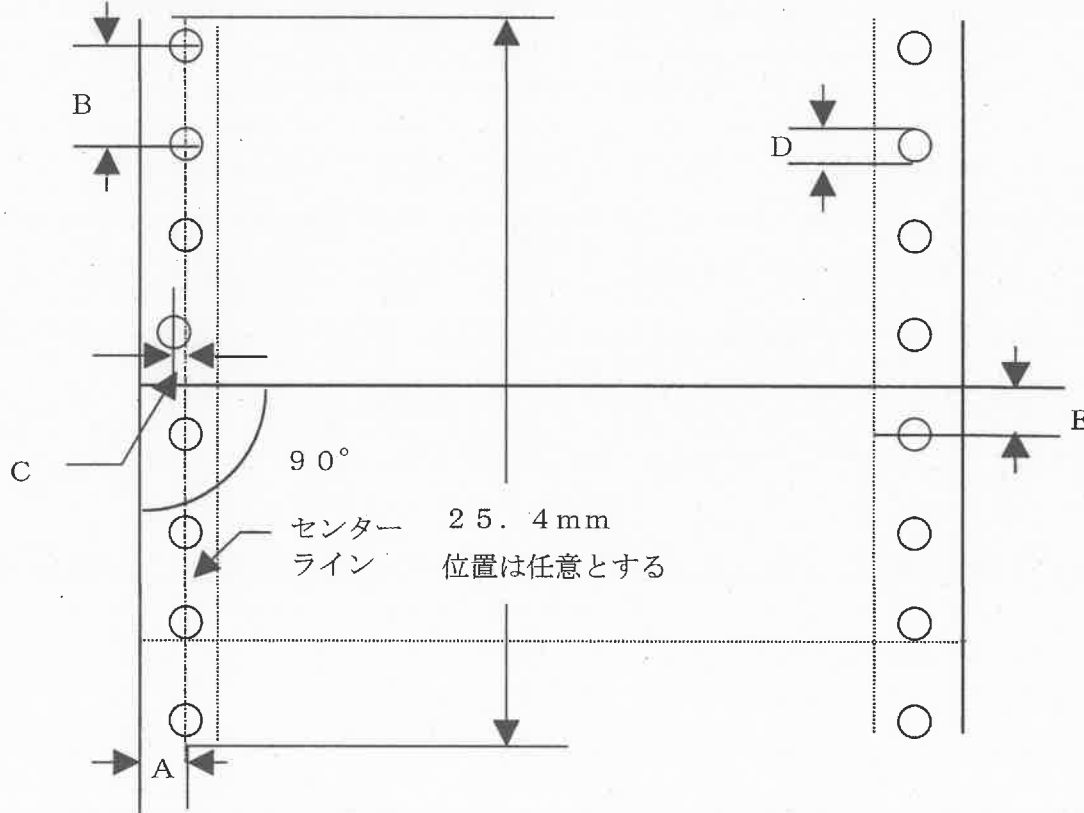
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは0.1mmとする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは0.15mmとする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は0.15mm以内とする。



H787表

国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金
遅延特別加算金支払決定通知書
(未支給年金)

年金の種類

基礎年金番号

年金コード

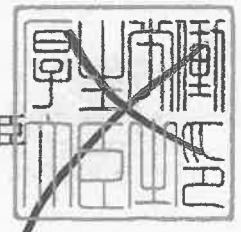
受給権者の氏名

受給権者の生年月日

未支給年金請求者
の氏名

支払額 _____ 円

厚生労働大臣



[遅延特別加算金額計算のための基礎数値等]

※加算率

※対象となる

支払対象期間

支払年月

支払額 _____ 円

様

遅延特別加算金支払決定通知書について

- 新たな年金記録が見つかったなどの理由により5年を超えてさかのぼってお支払する時効特例給付・年金が現在の価値に見合うようにするため、遅延加算金法に基づき、「遅延特別加算金」をお支払いします。
- この通知書に記載された支払額には、所得税および個人住民税は課税されませんので、確定申告の必要はありません。
- 今回のお支払によって、お客様がこれまでに納付した介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料に変更が生じることはありません。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなただけの住所地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！

**0570-05-1165**

050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

〈受付時間〉 月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

*月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

*祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（5日程度）は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H792 時効特例給付支払決定通知書（一般用）」
紙 質	上質紙 （四六判換算） 90kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷 表2色（墨・赤）、裏1色（墨）
サ イ ズ	1折1面付 縦 12 インチ × 横 9 3/10 インチ （1面あたり 縦 12 インチ × 横 9 3/10 インチ）
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	・1箱は2,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量（折数）、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	8,000折（4箱）
納 期	令和7年7月15日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	スプロケットホール部に「H792-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体で又は電子媒体（PDF形式）提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号 ・納品時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和7年5月27日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和7年5月29日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 担当：小澤

H792 時効特例給付支払決定通知書（一般用）

★ ミシン目

縦ミシン目（左端 1本 右端 1本）・中間ミシン目（縦 無し 横 無し）

①両サイドより 0.5インチに縦ミシン目。

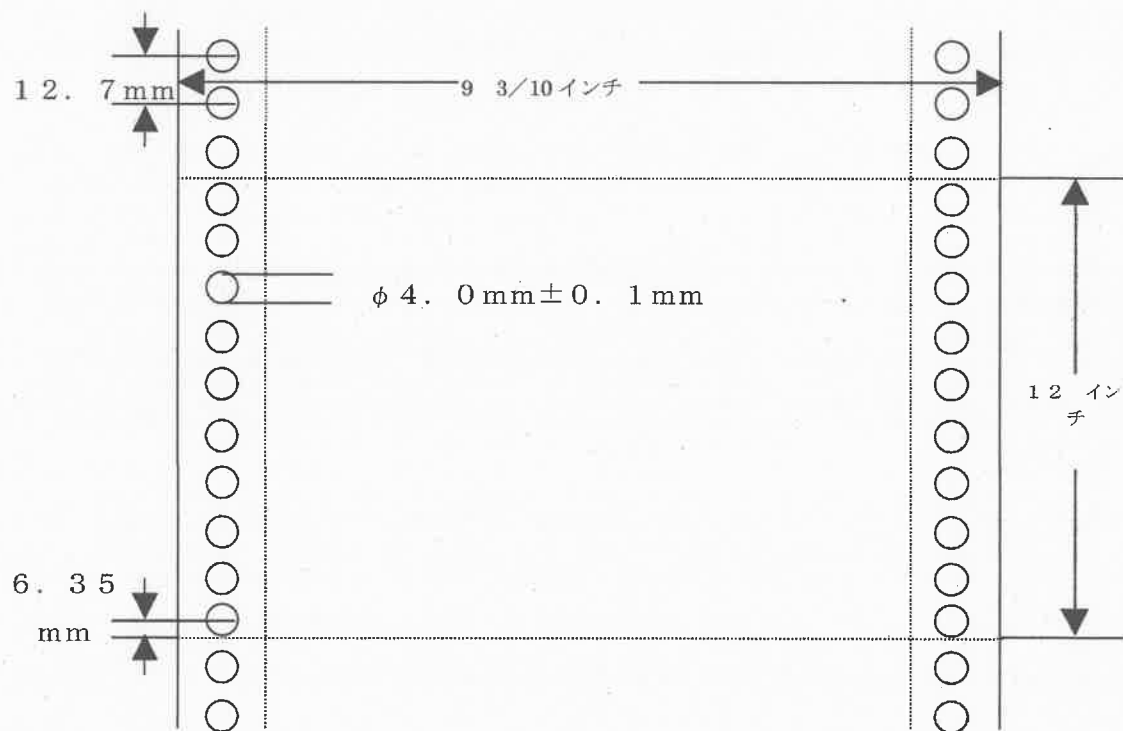
②横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

③横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

④ミシン目は一直線に加工されていること。

⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

D=4. 0 ± 0.1 mm

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B=12.70\pm0.05\text{mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で±0.3mmを超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

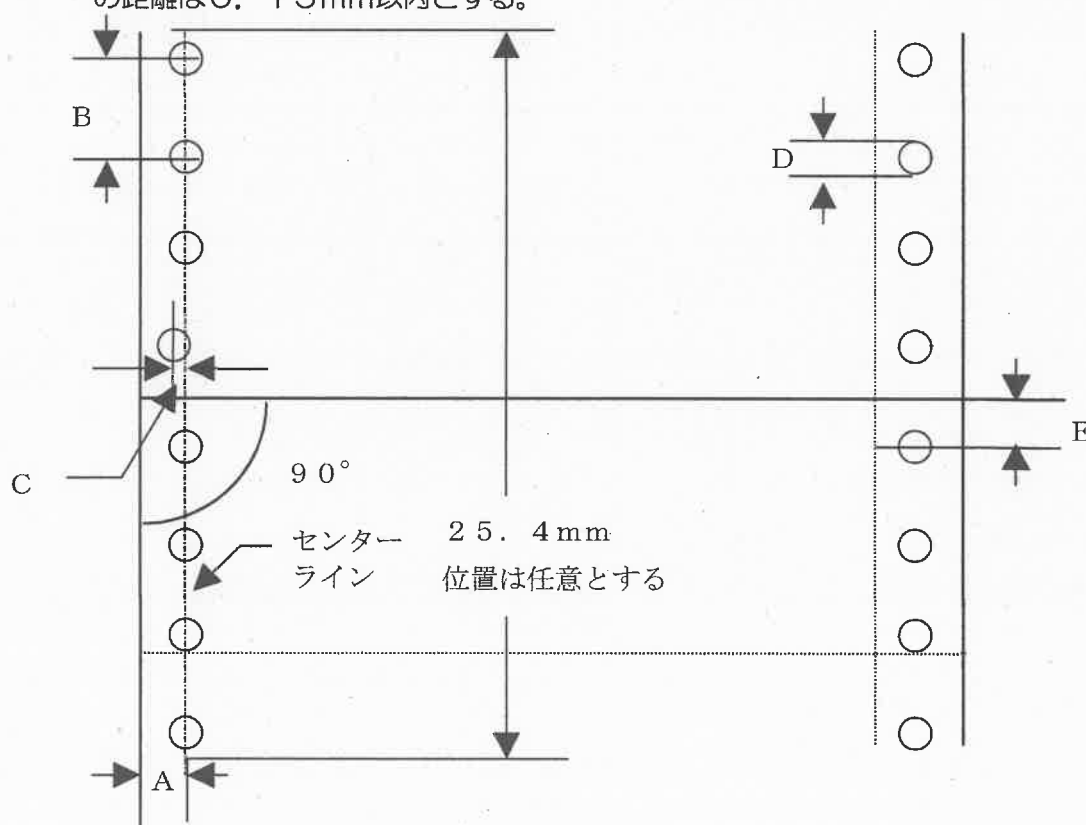
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは0.1mmとする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは0.15mmとする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は0.15mm以内とする。



H792(表)

国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金
時効特例給付支払決定通知書

年金の種類

基礎年金番号

年金コード

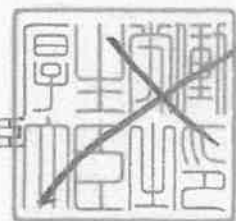
受給権者の氏名

受給権者の生年月日

支払対象期間
(時効消滅期間)

支払額 _____ 円

厚生労働大臣



様

時効特例給付支払決定通知書について

- 年金記録の訂正に伴い年金額を変更した場合、年金時効特例法に基づき、5年を超える差額分を「時効特例給付」としてお支払いします。
- この通知書に記載された支払額には、所得税および個人住民税は課税されませんので、確定申告の必要はありません。
- 今回のお支払によって、お客様がこれまでに納付した介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料に変更が生じることはありません。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなただけの住所地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



0570-05-1165

ナビダイヤル®

050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

〈受付時間〉 月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

*月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
*祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（5日程度）は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H793 時効特例給付支払決定通知書（未支給年金用）」
紙 質	上質紙 （四六判換算） 90kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷 表2色（墨・赤）、裏1色（墨）
サ イ ズ	1折1面付 縦 12 インチ × 横 9 3/10 インチ (1面あたり 縦 12 インチ × 横 9 3/10 インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	・1箱は2,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量（折数）、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	8,000折（4箱）
納 期	令和7年7月15日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	スプロケットホール部に「H793-●●●●●」と印刷する。 ※●●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体で又は電子媒体（PDF形式）提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号 ・納品時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和7年5月27日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和7年5月29日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 担当：小澤

H793 時効特例給付支払決定通知書（未支給年金用）

★ ミシン目

縦ミシン目（左端 1本 右端 1本）・中間ミシン（縦 無し 横 無し）

①両サイドより 0.5インチに縦ミシン目。

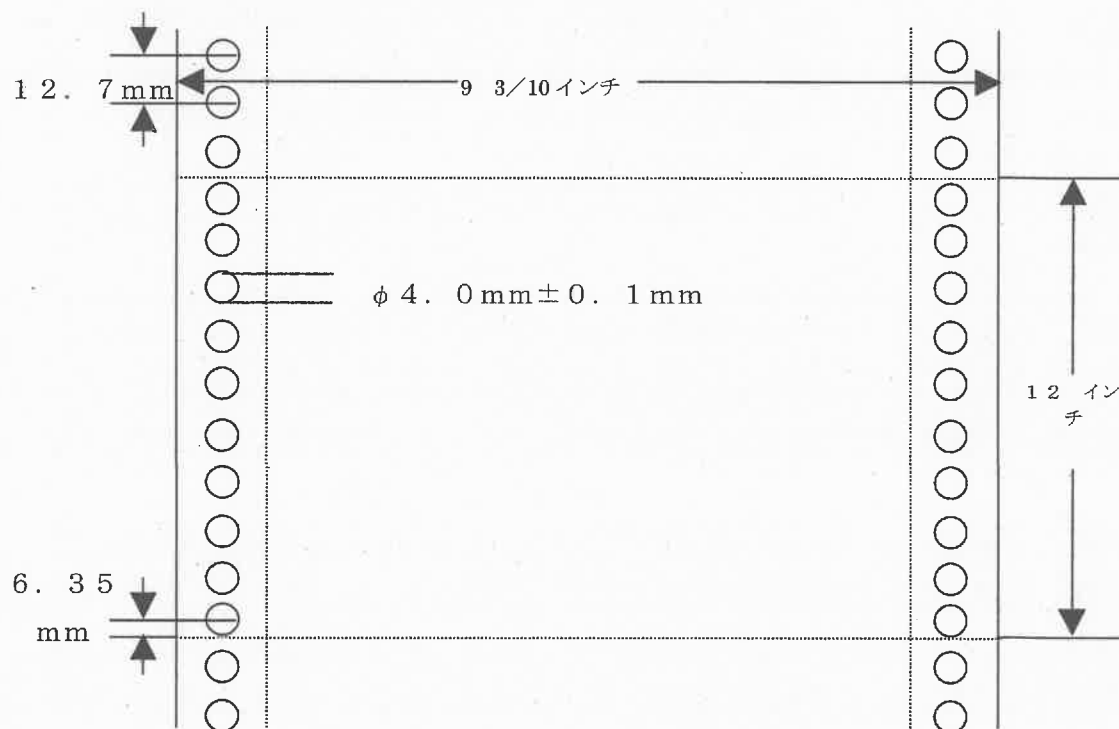
②横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

③横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

④ミシン目は一直線に加工されていること。

⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$D \doteq 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B=12.70\pm0.05\text{mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で±0.3mmを超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

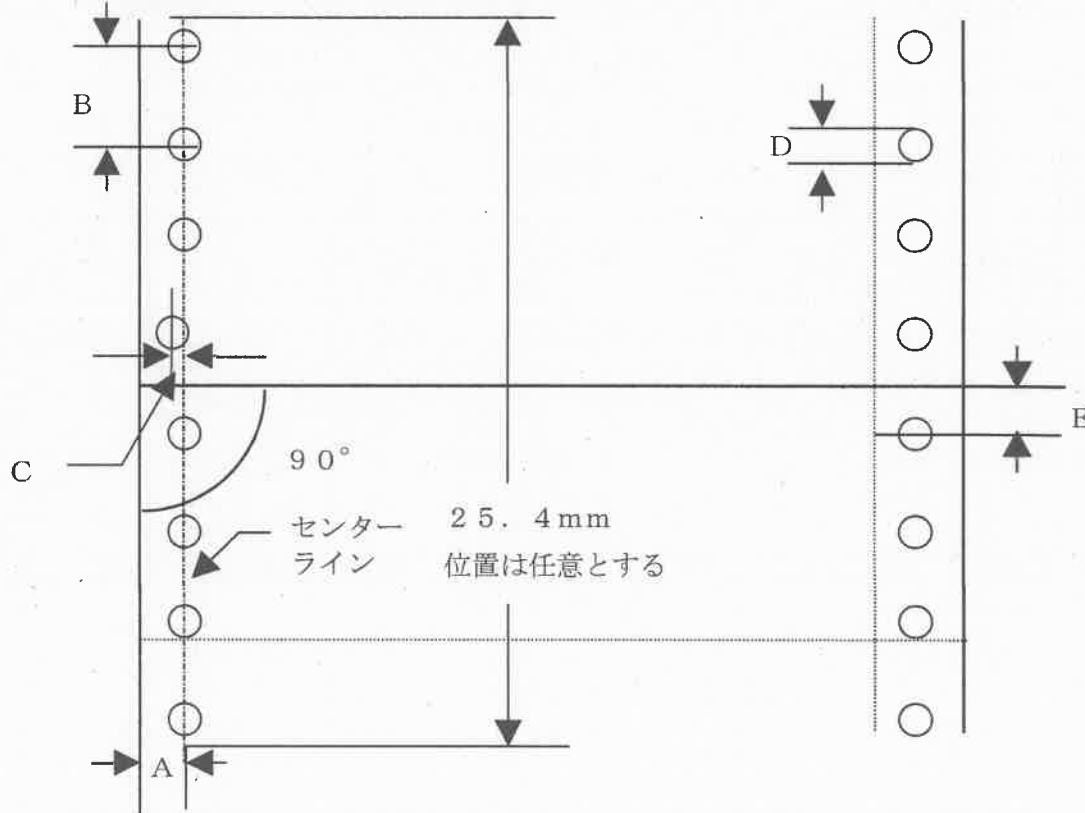
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは0.1mmとする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは0.15mmとする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は0.15mm以内とする。



国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金
時効特例給付支払決定通知書
(未支給年金)

年金の種類

基礎年金番号

年金コード

受給権者の氏名

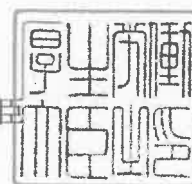
受給権者の生年月日

未支給年金請求者の氏名

支払対象期間
(時効消滅期間)

支払額 _____ 円

厚生労働大臣



様

時効特例給付支払決定通知書について

- 年金記録の訂正に伴い年金額を変更した場合、年金時効特例法に基づき、5年を超える差額分を「時効特例給付」としてお支払いします。
- この通知書に記載された支払額には、所得税および個人住民税は課税されませんので、確定申告の必要はありません。
- 今回のお支払によって、お客様がこれまでに納付した介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料に変更が生じることはありません。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなただけの住所地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



ナビダイヤル

0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

〈受付時間〉 月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

* 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

* 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（5日程度）は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H794 時効特例給付・遅延特別加算金支払内訳書（新法）」
紙 質	上質紙 （四六判換算） 90kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷 表1色（墨）、裏1色（墨）
サ イ ズ	1折1面付 縦 8 インチ × 横 12.7 インチ (1面あたり 縦 8 インチ × 横 12.7 インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	・1箱は2,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量（折数）、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	26,000折（13箱）
納 期	令和7年7月15日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	スプロケットホール部に「H794-●●●●●」と印刷する。 ※●●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体で又は電子媒体（PDF形式）提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後を作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号 ・納品時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和7年5月27日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和7年5月29日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 担当：小澤

H 7 9 4 時効特例給付・遅延特別加算金支払内訳書（新法）

★ ミシン目

縦ミシン目（左端 1本 右端 1本）・中間ミシン（縦 無し 横 無し）

①両サイドより 0.5インチに縦ミシン目。

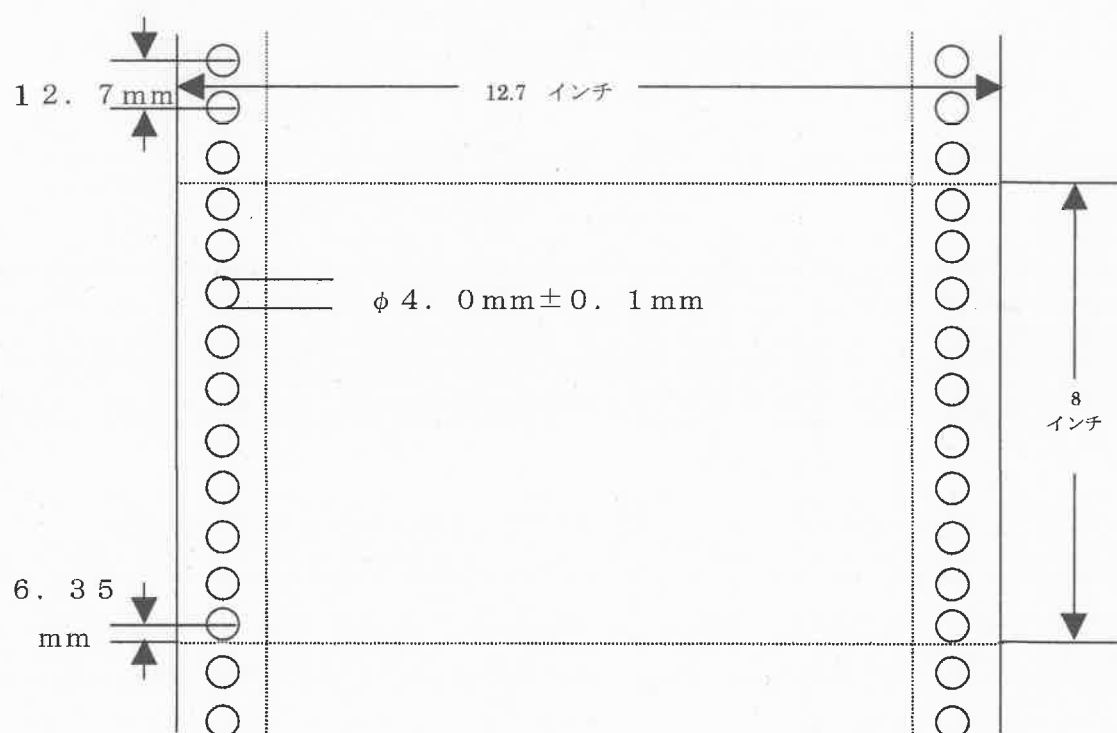
②横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

③横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

④ミシン目は一直線に加工されていること。

⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折1.6穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

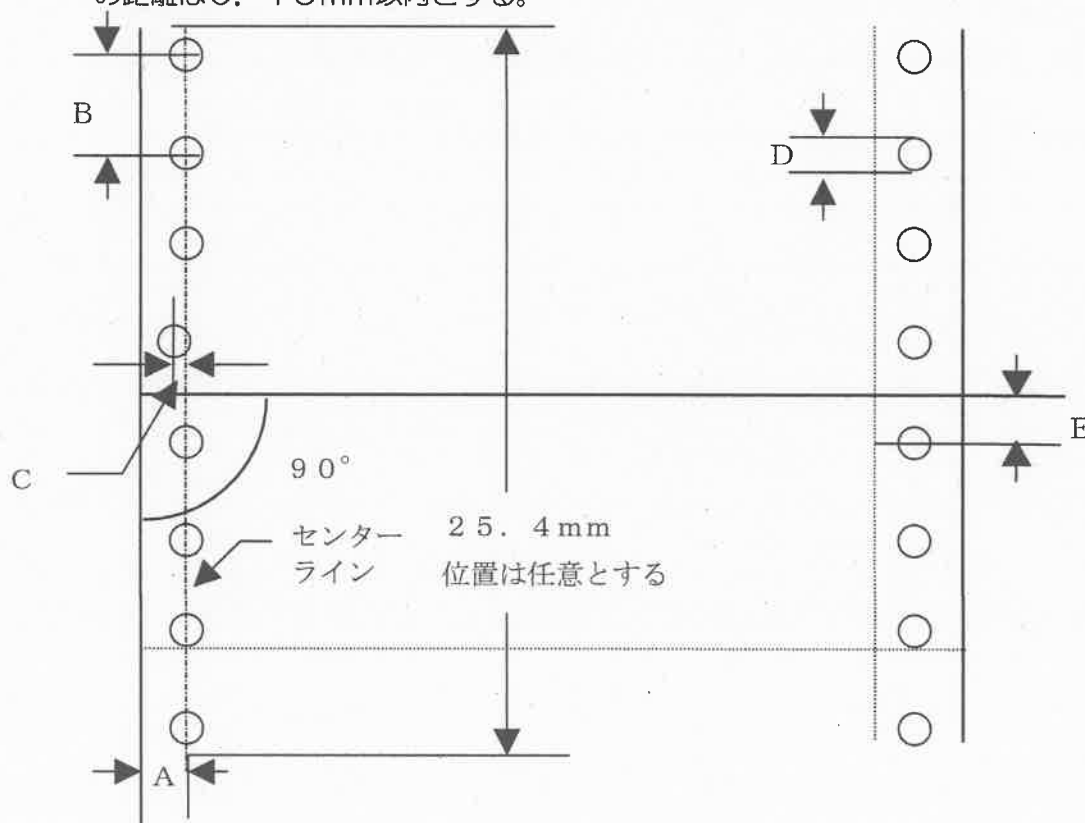
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは0.1mmとする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは0.15mmとする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は0.15mm以内とする。



○時効特例給付支払内訳の見方

◆期間、月数

時効特別給付の対象となる期間とその月数を、年金額の改定ごとに区切って表示しています。

◆ 索引及附录

差引支払額の計算式（月末満切し捨て

$$\text{差引支払額} = \text{變更後年金額} - \text{變更前年金額} \times \text{月数} \div 12$$

藥

(XXXX-XXXX-XXXX)

時効特例給付支払額 X,XXX X,XXX

《時効特例給付支払内訳》

[illegible]

◆加算票

毎年総務省から公表されている「全国消費者物価指数」をもとに、時効特例給付をお支払した期間の物価上昇を計算したものである。

◆ 遲延特別加算金

時効特例給付支払額に物価上昇分の加算をつけるため、お支払するものです。

○遅延特別加算金支払内訳の見方

d E

1997c

《遅延特別加算金支払内訳》

遲延特別加算金支払額

XXXXXX

[illegible]

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H795 時効特例給付・遅延特別加算金支払内訳書（厚年）」
紙 質	上質紙 （四六判換算）90kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷 表1色（墨）、裏1色（墨）
サ イ ズ	1折1面付 縦 12 インチ × 横 9 3/10 インチ （1面あたり 縦 12 インチ × 横 9 3/10 インチ）
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	・1箱は2,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量（折数）、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	2,000折（1箱）
納 期	令和7年7月15日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	スプロケットホール部に「H795-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体で又は電子媒体（PDF形式）提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号 ・納品時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和7年5月27日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和7年5月29日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 担当：小澤

H795 時効特例給付・遅延特別加算金支払内訳書（厚年）

★ ミシン目

縦ミシン目（左端 1本 右端 1本）・中間ミシン（縦 無し 横 無し）

①両サイドより 0.5インチに縦ミシン目。

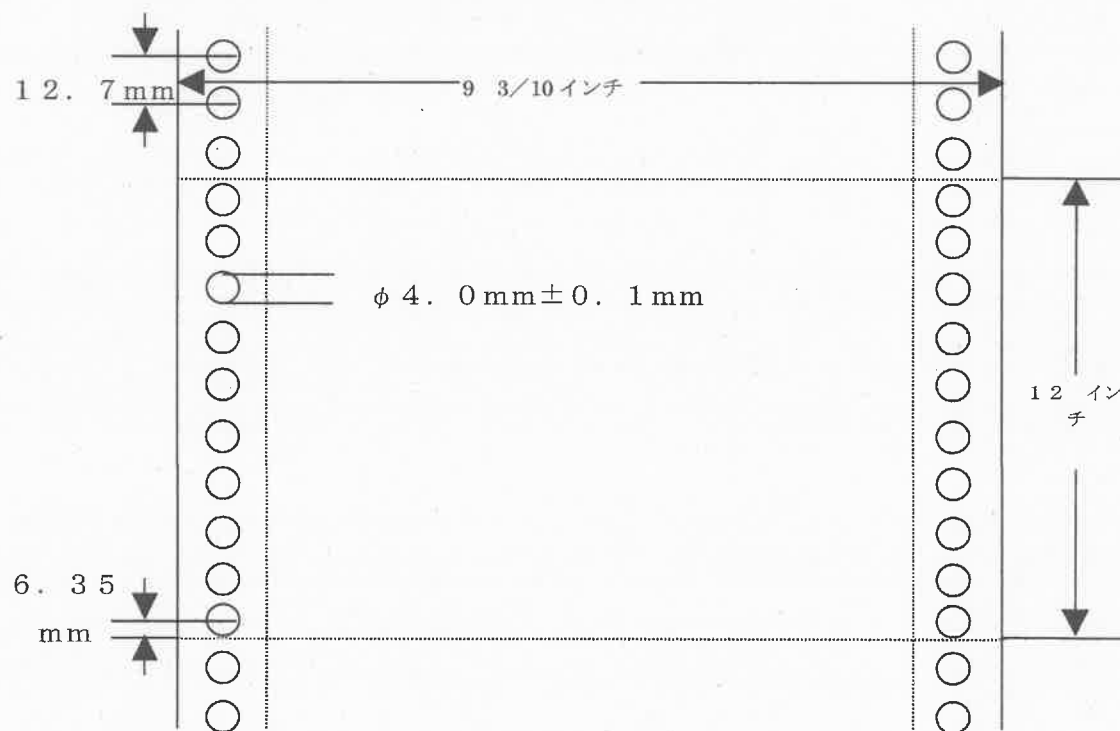
②横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

③横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

④ミシン目は一直線に加工されていること。

⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

D=4. 0 ± 0.1 mm

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B=12.70\pm0.05\text{mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で±0.3mmを超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

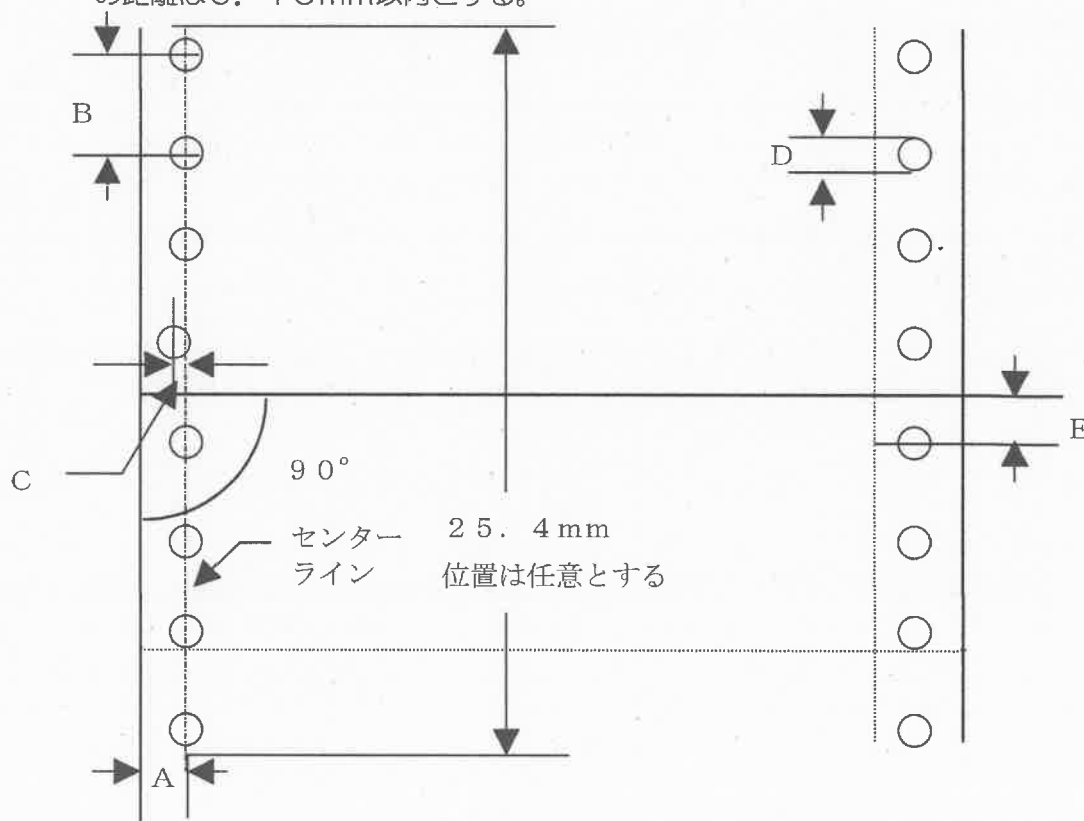
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは0.1mmとする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは0.15mmとする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は0.15mm以内とする。



様

時効特例給付支払額 _____ 円

《時効特例給付支払内訳》

期	間	月数	変更前年金額	変更後年金額	差引支払額
合 計					

遅延特別加算金支払額 円

《遅延特別加算金支払内訳》

期	間	加 算 率	支 払 額	支 払 額 計

○時効特例給付支払内訳の見方

◆期間、月数

時効特例給付の対象となる期間とその月数を、年金額の改定ごとに区切って表示しています。

◆差引支払額

差引支払額の計算式（円未満切り捨て）

$$\text{差引支払額} = (\text{変更後年金額} - \text{変更前年金額}) \times \text{月数} \div 12$$

時効特例給付支払額 X,XXX,XXX 円

《時効特例給付支払内訳》

期 間	月数	変更前年金額	変更後年金額	差引支払額
昭和 57 年 11 月 ~ 昭和 59 年 3 月	17月	X,XXX,XXX円	X,XXX,XXX円	X,XXX,XXX円
昭和 59 年 4 月 ~ 昭和 60 年 3 月	12月	X,XXX,XXX円	X,XXX,XXX円	X,XXX,XXX円
昭和 60 年 4 月 ~ 昭和 61 年 3 月	12月	X,XXX,XXX円	X,XXX,XXX円	X,XXX,XXX円
昭和 61 年 4 月 ~ 昭和 62 年 3 月	12月	X,XXX,XXX円	X,XXX,XXX円	X,XXX,XXX円
平成 5 年 4 月 ~ 平成 6 年 3 月	12月	X,XXX,XXX円	X,XXX,XXX円	X,XXX,XXX円
平成 6 年 4 月 ~ 平成 6 年 9 月	6月	X,XXX,XXX円	X,XXX,XXX円	X,XXX,XXX円
平成 6 年 10 月 ~ 平成 7 年 3 月	6月	X,XXX,XXX円	X,XXX,XXX円	X,XXX,XXX円
平成 7 年 4 月 ~ 平成 9 年 11 月	32月	X,XXX,XXX円	X,XXX,XXX円	X,XXX,XXX円
合 計				X,XXX,XXX円

○遅延特別加算金支払内訳の見方

◆加算率

毎年総務省から公表されている「全国消費者物価指数」をもとに、時効特例給付をお支払した期間の物価上昇を計算したものです。

◆遅延特別加算金

時効特例給付支払額に物価上昇分の加算をつけるため、お支払するものです。

遅延特別加算金支払額

X,XXX,XXX 円

《遅延特別加算金支払内訳》

期 間	加算率	支払額	支払額計
昭和57年11月~平成9年11月	X,XXXXXX	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX